

法律第十七号（平一九・三・三一）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、五九七人」を「一、六三七人」に、「九一五人」を「九五〇人」に改める。

附 則

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）